【報告事項2】 資料3

日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置について

1 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は,高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように介護サービス等の基盤整備を計画的に推進していくために,別紙のとおり全市に76圏域を設定する。

日常生活圏域は,次の基本方針により設定した。

- ・ 各区・支所ごとに設定する。(区・支所をまたがって設定しない。)
- ・ 住民主体の組織の最小単位である元学区を複数束ねた地域とする。(元学区は分割 しない。)
- ・ 原則,圏域ごとの高齢者人口に著しい差が生じないようにした。(平均高齢者人口 4,000人程度)

現在,日常生活圏域ごとに,被保険者数,要介護認定者数,サービス利用者数,介 護保険事業者,介護保険給付費等の各種データの取りまとめ作業を行っている。

2 地域包括支援センターの設置について

(1)地域包括支援センターの設置数

地域包括支援センターは,原則 1 つの生活圏域を担当することとするが,高齢者人口の少ない圏域などの場合で地域包括支援センターの業務量の均衡を図るため,一部の地域包括支援センターは複数の生活圏域を担当することとし,全市で60箇所を設置することとした。

なお,山間地域においては,担当区域が広域となること等から,担当する地域包括支援センターの人員を加配することも検討している。

(2)地域包括支援センター移行予定施設の選定

地域包括支援センターの担当区域ごとに,現在,在宅介護支援センターを運営している法人から,受託意向に関する書類の提出を求めたところ,74センターから受託希望が出された。

提出された書類に基づき,現在の在宅介護支援センターの運営実績及び地域包括 支援センター運営に向けた事業計画を評価し,60センターを選定した。なお,同 一担当区域内で複数の在宅介護支援センターが希望した区域については,評価点が より高いセンターを選定した。